

# 邑楽町

## コミュニティ・スクールについて



邑楽町教育委員会  
学校教育課

# 説明の内容

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が求められる背景
2. コミュニティ・スクールとは
3. 学校運営協議会の三つの役割
4. コミュニティ・スクールのメリット、魅力
5. 地域学校協働活動と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）
6. 今後の取組について

# 1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が求められる背景

## 背景

時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

### ◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

### ◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

### ◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

### ◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

**学校と地域の連携・協働が必要**

## 2. コミュニティ・スクールとは



### 「学校運営協議会」

という仕組みを取り入れた学校

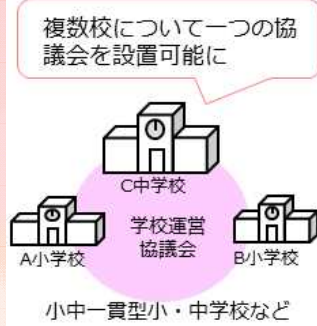
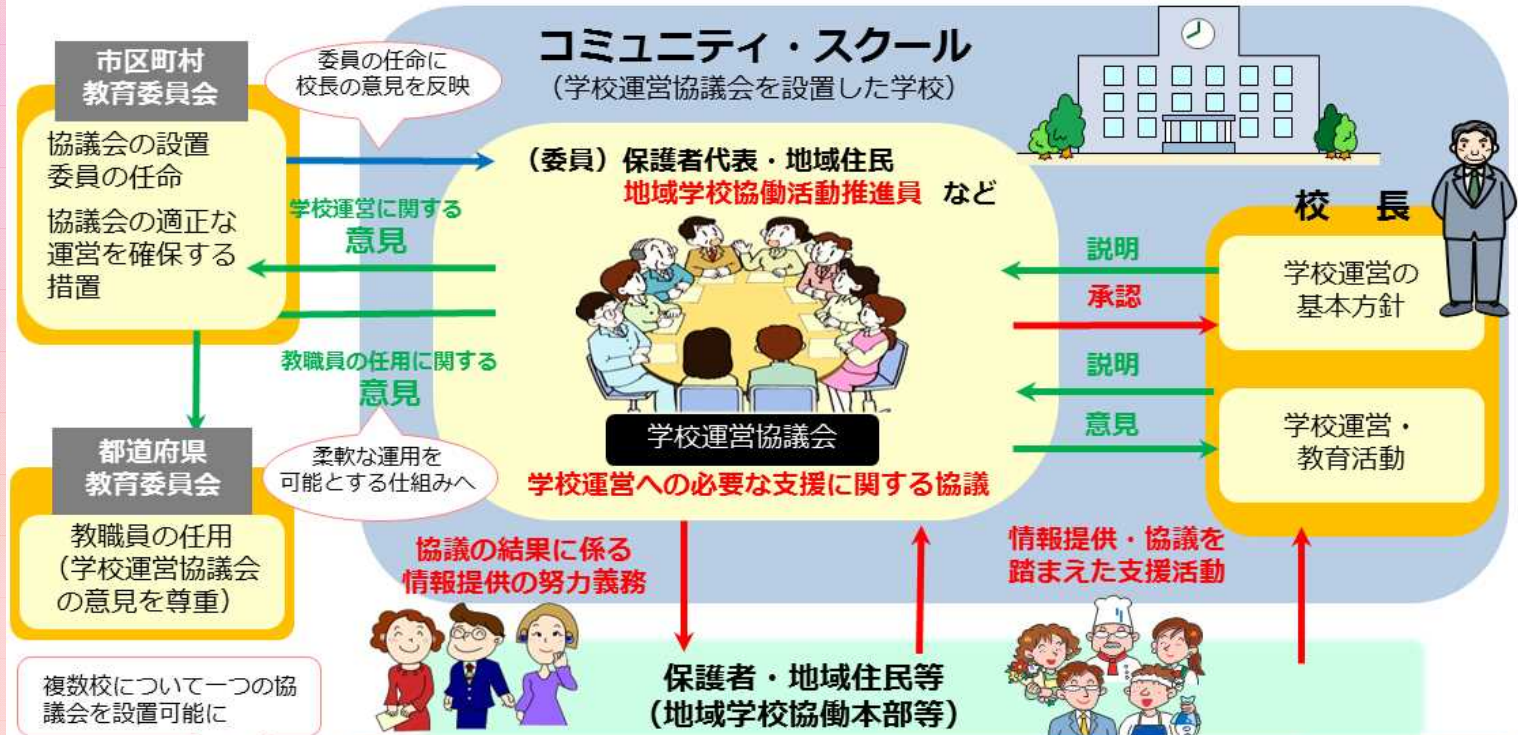
地域と学校とが目標や課題を共有し、

### 「地域と共にある学校づくり」

を進める仕組みです。

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）に基づく制度です。

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



## <学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること


### 3. 学校運営協議会の三つの役割

#### <学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制を構築できる。

学校長が描く学校ビジョンを地域住民や保護者と共有し、共にそのビジョンの実現を目指す。

## 4. コミュニティ・スクールのメリット、魅力

### <制度的なメリット>

- **持続可能性**

個々人のつながりだけでなく、組織的・継続的な関係で連携と協働が進みます。

- **社会総がかり**

目標や課題を共有し、関係者全員が当事者となります。

- **協働**

熟議により、子どもたちをどのような子に育てていくか、何を実現していくかという「目標・ビジョン」を共有できます。

### 【熟議】

多くの当事者が集まって課題やビジョンについて「熟慮」と「議論」を重ねながら、課題解決を目指す対話のこと

## 4. コミュニティ・スクールのメリット、魅力

### <具体的なメリット>

#### コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

##### 子供にとって の魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

##### 教職員にとって の魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

##### 保護者にとって の魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

##### 地域の人々に とっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

## 4. コミュニティ・スクールのメリット、魅力

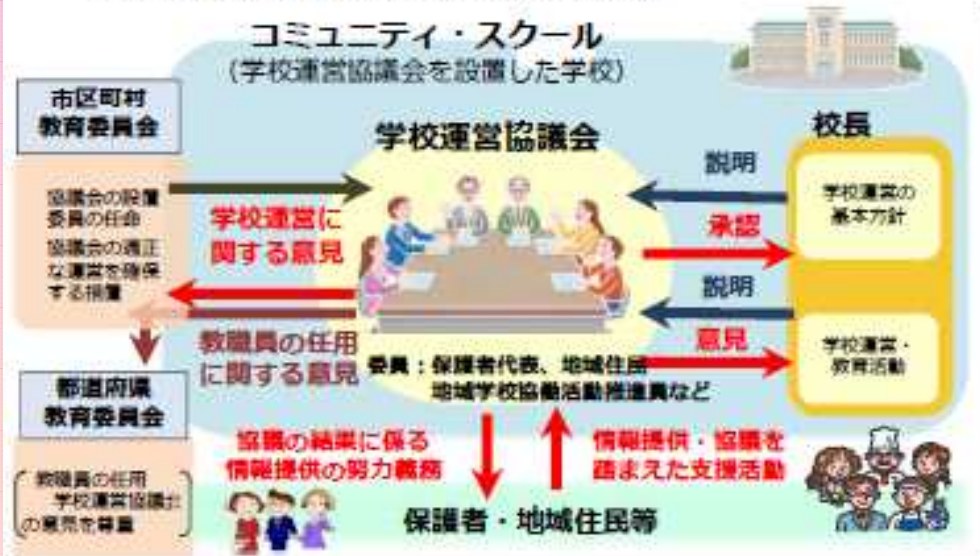
### <学校運営協議会と学校評議員との違い>

	学校運営協議会制度	学校評議員制度
根拠	地方教育行政法第47条の5	学校教育法施行規則第49条
目的	・保護者や住民が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速・的確に学校運営に反映させる。	・開かれた学校づくりに向けて、保護者や地域の意向を反映し、その協力を得るとともに学校としての責任を果たす。
位置づけ	・学校運営について、 <b>一定の範囲で法的な効果をもつ意思決定を行う合議制の機関。</b> ・校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に則して学校運営を行う。	・校長の <b>必要に応じて学校運営に関して意見を聞く。</b> ・評議員は個人の立場で意見を述べるもので、 <b>学校運営に関して拘束力のある決定をするものではない。</b>
役割	・校長が作成する <b>学校運営の基本方針を承認すること。</b> ・ <b>学校運営について</b> 教育委員会または <b>校長に意見を述べる</b> ことができる。 ・ <b>教職員の任用について</b> 、教育委員会規則で定める事項について県教育委に <b>意見を述べる</b> ことができる。	・校長の求めに応じて、または必要と認めるときは学校運営に関する意見を述べるができる。
選比方	・校長が委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出、教育委員会が任命する。	・校長の推薦により設置者が委嘱する。

# 学校運営協議会

＜合議体＞

※合議体・・・複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体



# 学校評議員

※合議体ではない



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置（校長の運用によらない）

継続性の観点

校長の異動に左右

協議体による組織的な活動の広がり

組織的活動の観点

想定していない

法令等に基づき役割（権限）が明確化

役割の明確化の観点

校長の運用

主体的参画による連携・協働性が向上

連携・協働性の観点

第三者的関わり

## 5. 地域学校協働活動と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

### ＜地域学校協働活動＞

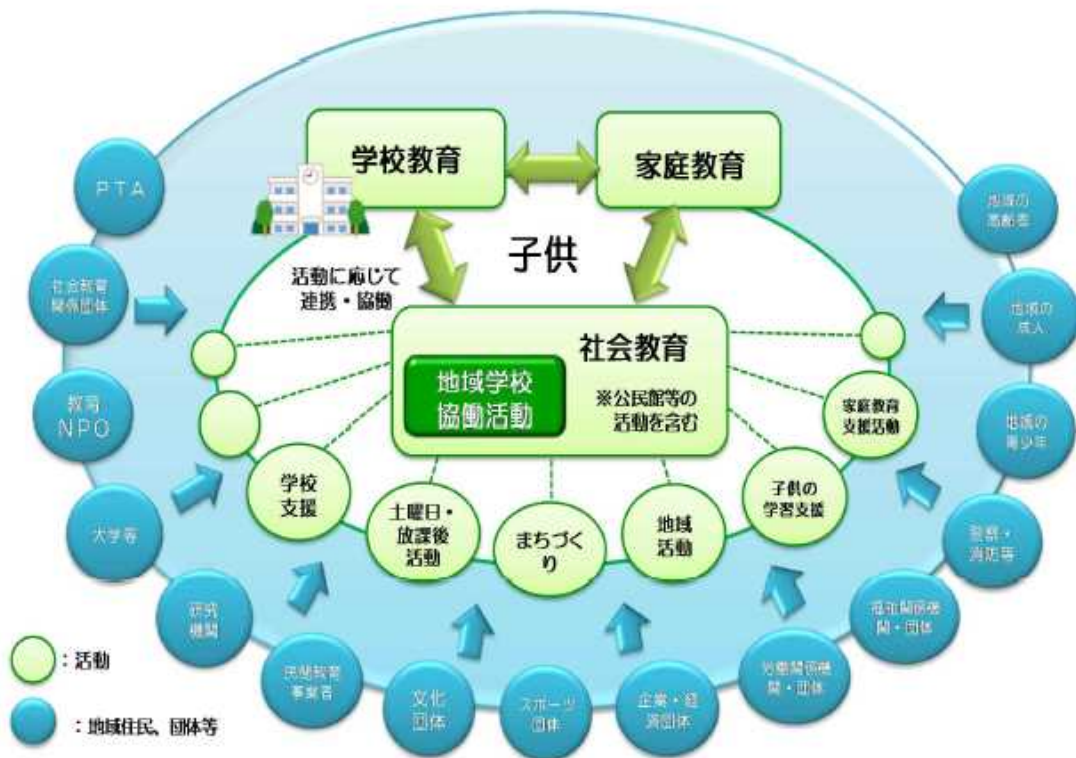
学校と地域が共有する教育目標を達成するために協働して行う活動。

例：

- ・ 総合的な学習の時間
- ・ 野菜づくり体験
- ・ 伝統芸能
- ・ 登下校の見守り etc

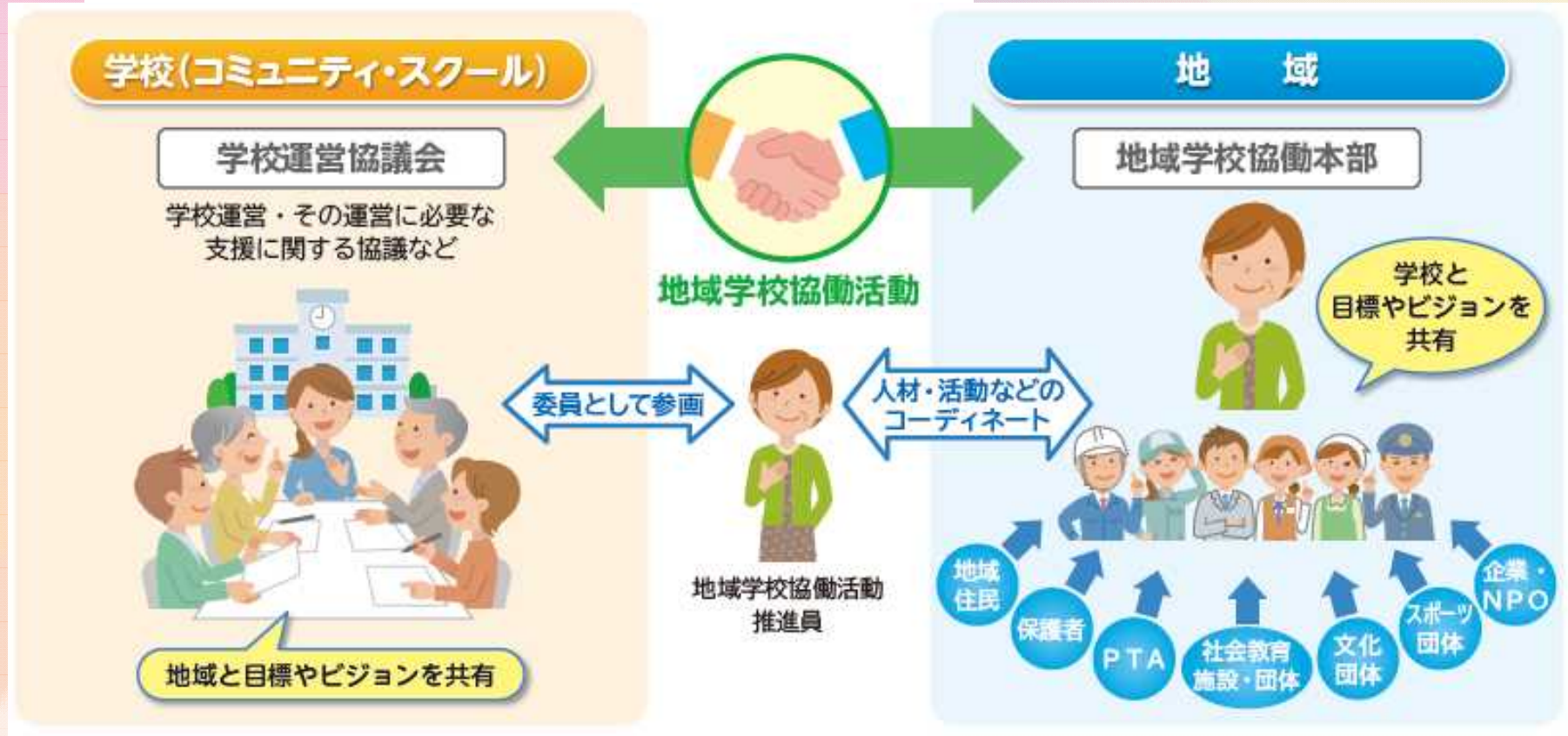
### 地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



## 5. 地域学校協働活動と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

### ＜学校と地域の協働体制のイメージ＞



## 6. 今後の取組について

「学校運営協議会」は、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していきます。1回目の学校運営協議会では、学校運営の基本方針を説明し、委員の方々に承認していくことから始まり、熟議によって地域で育てたい子どもの姿を学校・家庭・地域で共有していきます。

残りの小中学校4校についても、来年度（令和9年度）4月1日からの導入に向け準備を進めています。保護者や地域住民の皆さまには、これからの時代を担う子どもたちを育み、より良い未来を創っていくために、コミュニティ・スクールの導入にご理解ご協力をよろしくお願いします。